

# 診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務の受託候補事業者選定を公募型プロポーザル方式によって行うにあたり、必要な事項を定めることとする。

## 2 業務内容

### (1) 業務名称

診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務委託

### (2) 業務実施場所

- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合が指定する場所
- ・埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階分室3及び分室4、4階分室2
- ・受託者の施設内 外

### (3) 契約期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで（長期継続契約）（36ヵ月）

### (4) 業務内容

診療報酬明細書（レセプト）や療養費支給申請書等について、資格情報や診療内容から疑義があるレセプト等の点検業務及び当該業務に付随する業務を行う。

なお、詳細については、「診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務委託特記仕様書」を参照すること。

### (5) 一般的事項

- ① 診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務の特殊性を十分認識し、誤りのない業務を遂行すること。
- ② 診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務に従事する者は、業務に精通している者とする。
- ③ 診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務の実施により、知り得た情報が一切、他に漏れることのないよう十分に管理体制をとること。
- ④ 適正な人員数及び適切な人員を配置し、最大の効果を発揮できる状態で業務を遂行すること。

### (6) 業務の範囲

別紙、特記仕様書のとおり

### (7) 点検期間

- ・特記仕様書「Ⅱ 診療報酬明細書（レセプト）点検業務」については、埼玉県後期高齢者医療広域連合からレセプト等を受領した時から、原則として1ヶ月以内に点検業務を完了させるものとする。
- ・その他、業務については、別紙、特記仕様書のとおり

(8) 点検件数見込

- ・特記仕様書「Ⅱ 診療報酬明細書（レセプト）点検業務」

※参考（令和4年5月診療分実績）

医科（入院・外来） 1, 233, 875件

歯科 233, 068件

調剤 860, 777件

計 2, 327, 720件

- ・特記仕様書「Ⅲ 療養費支給申請書点検業務」

療養費（1ヶ月あたり）

柔整（国保連合会受付） 約24, 000件

あはき（国保連合会受付） 約15, 000件

市町村受付申請書 約2, 000件

葬祭費 約4, 000件

- ・特記仕様書「Ⅳ 柔道整復施術等に係る療養費支給申請書点検業務」

柔整申請書及びあはき申請書等画像検索データ化 約37, 000件

柔整申請書の内容点検 約25, 000件

あはき申請書の内容点検 約12, 000件

被保険者への照会 約370件/月以内（申請件数の1%以内とする）

(9) 業務委託に係る提案上限額

金378, 515千円（36ヵ月総額）（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限を超えた見積金額の提案は無効とする。

(10) その他

- ・業務の実施に際し、連絡体制、業務体制等の確立を図り、当広域連合承認の上、開始すること。
- ・当広域連合と緊密な連携のもとに運用管理を進めること。

### 3 日程（予定）

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

日時又は締切日	内容
令和4年10月24日（月）	参加表明書提出期限
令和4年10月24日（月）	質問書提出期限
令和4年10月28日（金）	参加資格確認結果通知期限
令和4年10月28日（金）	質問に対する回答期限
令和4年11月4日（金）	提案書等提出期限
令和4年11月17日（木）	プレゼンテーション
令和4年11月22日（火）	提案等選定結果通知及び 受託候補事業者の確定

※ 変更となる場合があります。その場合は事前に通知します。

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人税、消費税等租税を滞納していないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務の参加申込前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 診療報酬明細書（レセプト）点検業務、療養費支給申請書等点検業務のそれぞれで、他都道府県後期高齢者医療広域連合もしくは、政令指定都市規模の国民健康保険において、当年度を含む3年度（令和2年度～令和4年度）の間に受託実績があること（再委託先の実績を含む）。
- (6) 埼玉県の競争入札参加資格を有していること。
- (7) 埼玉県又は、埼玉県内の市町村において、指名停止措置の期間内でないこと。

#### 5 参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ・参加表明書（様式第1号）
  - ・「4 参加資格（5）」の実績を証明する契約書等の写し（金額はマスキング可）
- (2) 提出方法  
郵送または持参
- (3) 提出期限  
令和4年10月24日（月）午後5時（必着）
- (4) 注意事項
  - ① 持参による提出は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までとする。
  - ② 郵送による提出は、消印が提出期限内であっても、提出先に提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
  - ③ 提出先は、「埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課審査担当（埼玉県浦和合同庁舎4階）」とする。  
上記①～③の注意事項を、「8 提案書等の提出」及び「9 参加の辞退」についても適用する。

#### 6 参加資格の確認結果

参加表明書を提出した事業者全員に対して、電子メールにより参加資格の確認結果を令和4年10月28日（金）までに通知する。なお、電子メールの送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

#### 7 質疑及び回答

公募型プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和4年10月24日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法  
質問は、質問書（様式第5号）により行うこととし、電子メールにより随時受付を行う。電子メールにより質問書を送付した際には、「14 提出先及び問合せ先」に電話連絡すること。提出先は「14 提出先及び問合せ先」に記載されたメールアドレスとする。公募

型プロポーザル実施期間中の質問行為は、上記の方法のみ可能とし、業務担当課へ直接質問することは認めない。

- (3) 回答期限  
令和4年10月28日（金）午後5時

- (4) 回答方法  
回答は、各事業者から提出された質問事項を取りまとめ、質問事業者名を伏せた上で上記の回答期限までに、「質問回答書」として提案参加事業者にメールで送付する。なお、送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

## 8 提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を表明した者は、次のとおり提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類  
提案書及び見積書等を、「診療報酬明細書（レセプト）及び療養費支給申請書等点検業務委託提案書等作成要領」に従って作成し、紙媒体で正本1部、副本8部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）で1部提出すること。  
ただし、提出書類の正本には全て社印及び代表者印を押印すること。
- (2) 提出方法  
郵送または持参
- (3) 提出期限  
令和4年11月4日（金）午後5時（必着）

## 9 参加の辞退

公募型プロポーザルに参加を表明していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類  
辞退届（様式第6号）
- (2) 提出方法  
郵送または持参
- (3) 提出期限  
令和4年11月2日（水）午後5時（必着）

## 10 選考方法

提出された提案書等について、審査（プレゼンテーション）を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。

評価にあたっては、表1のとおり総合評価点を算出する。

表1 各評価点の詳細

評価点	詳細	点数配分
内容点	・業務実施方針及び実績 ・業務体制 ・情報保護 ・提案内容	650点
価格点	見積書記載額を一定のルールに基づいて点数化したもの	50点
総合評価点	内容点及び価格点の合計点	700点

(1) プレゼンテーション

- ① 実施方法  
提案書等を提出した事業者による企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。
- ② 実施予定日  
令和4年11月17日(木)  
※日時については改めて通知する。また、実施予定日についても変更が生じた場合は事前に通知する。
- ③ プレゼンテーションの時間は、説明30分、質疑応答10分を予定している(準備・撤収は、開始終了時刻前後5分以内とする)。
- ④ 説明内容は、提案書をもとに説明すること。
- ⑤ プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。
- ⑥ プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者が用意すること。この際、あらかじめ前日までに当広域連合担当者に連絡し、了解を得ること。なお、広域連合においてはスクリーンのみ貸し出しできるものとする。
- ⑦ プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。提案書の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

(2) 受託候補事業者の確定

- ① 総合評価点の最も高い者を受託候補事業者とする。
- ② 総合評価点の最高得点が2者以上ある場合は、内容点が最も高い者を受託候補事業者とする。さらに、内容点が同点の場合は、審査員の協議により、受託候補事業者を決定する。
- ③ 受託候補事業者となるべき者の見積額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、受託候補事業者としないことがある。
- ④ 受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の総合評価点を取得した者を受託候補事業者とする。
- ⑤ 提案事業者が1者のみの場合であっても再公告を行わず、その1者の審査を行い、内容点が満点の6割を超えた場合は受託候補事業者とする。

(3) 選定結果

受託候補事業者に対しては、参加表明書(様式第1号)に記載された担当者あてに文書で通知する。

なお、選考の理由、結果に対する問合せ及び異議等には一切応じない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、提出された提案書等の全て及び契約を無効とする。

- ① 提出した書類に虚偽の記載をした場合
- ② 「4 参加資格」に規定した要件を満たさなくなった場合
- ③ 審査の透明性及び公平性を害する行為があった場合
- ④ 上記①～③の項目のほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

## 11 契約の締結等

受託候補事業者の提案内容を再確認し、調整すべき内容の精査を行った上で仕様書を作成する。その仕様書に基づき、受託候補事業者から再度見積書を徴収する。その見積額に基づき、契約を締結する。ただし、受託候補事業者との協議が整わない場合は、次点の事業者と同様のことを行う。

## 12 契約保証金

契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めるものとする。ただし、埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年4月1日規則第10号)第6条各

号に該当する場合は契約保証金を免除する。

### 13 その他

- (1) 提案書には社印及び代表者印を、見積書には代表者印を押印の上、提出すること。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出する提案書等に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) 埼玉県後期高齢者医療広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて知り得た情報については、第三者に漏えいすること、当広域連合の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。
- (5) 提出された提案書等は当広域連合内で複写、配布する場合がある。
- (6) 提出された提案書等の書類は、この選定業務以外に提案者に無断で使用しないが、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年8月10日条例第15号）の規定に基づき情報公開の請求があった場合に情報公開の対象となることがある。

### 14 提出先及び問合せ先

担 当 : 埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課審査担当 会田・笠松  
郵便番号 : 〒330-0074  
住 所 : 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階  
電話番号 : 048-833-3143（直通）  
FAX : 048-833-3472  
メールアドレス : kyuufu@saitama-koukikourei.jp